

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成30年 2月21日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成30年度 東広島市立学校給食センターねずみ及び害虫等総合防除業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13290118 |
| (3) 物品委託役務内容 | 市内の各学校給食センターにおいて、ねずみ及び害虫等の総合防除を実施するもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成30年 4月 1日から平成31年 3月29日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市立学校給食センターほか3施設 |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	建築保全>害虫防除駆除<ねずみ等害虫>
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 東広島市建築物維持管理（その他業務）共通標準事項を適用する。

4 日程等

手続等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	平成30年2月21日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成30年2月21日～平成30年3月13日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無： 無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成30年2月21日～平成30年2月28日（午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 教育委員会学校教育課 学事課 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館3階） 電話番号 082-420-0975 / ファックス番号 082-423-7551 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成30年3月5日～平成30年3月13日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成30年3月9日～平成30年3月12日（午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成30年3月13日 午前11時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類（印）	備考
ア 入札参加資格要件確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成30年度 東広島市立学校給食センターねずみ及び害虫等総合防除業務 仕様書

- 1 業務名 平成30年度東広島市立学校給食センターねずみ及び害虫等総合防除業務
- 2 履行期間
平成30年4月1日から平成31年3月29日まで

3 施行場所及び施設面積

	調理場名	住所（東広島市）	延床面積（㎡）
1	東広島学校給食センター	田口研究団地8番5号	4,985
2	西条学校給食センター	西条中央七丁目23番41号	972
3	東広島北部学校給食センター	福富町久芳4361番地1	2,652
4	安芸津学校給食センター	安芸津町風早3183番地1	627

4 業務の目的

東広島市立学校給食センター（以下「センター」と言う。）における衛生的で安全な環境を保つため、安全な薬剤・資材を有効適切に使用したねずみ及び害虫等の総合防除を実施するものである。

5 業務実施にあたっての基本事項

- (1) 本委託業務の全部もしくは一部を再委託してはならない。
- (2) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第12条の2による建築物ねずみ昆虫等防除業の登録があること。
- (3) 直接業務に従事させるものは、専門的知識を持ったものとし、業務を行うにあたっては効果的な方法で行うこと。また、必要に応じ防除作業監督者を直接業務に従事させること。
- (4) 学校給食施設であることを充分理解したうえで業務を行うこと。
- (5) 文部科学省による「学校給食衛生管理基準」を熟知すること。
- (6) 厚生労働大臣による「建築物環境衛生維持管理要領」（平成26年3月31日改定）に準じて行うこと。
- (7) 十分な予備調査による現地把握を行い、センターの総合的な害虫防除を行えるよう計画を立てること。
- (8) 施行に当たっては、センター内の厨房機器類、食器及び食材等に影響を与えないこと。また、その旨の説明を行うこと。
- (9) 施設内（建物の外周、事務所等調理場以外の箇所も含む）について、目視等の調査を随時行い、ねずみ及び害虫等が発見された場合又は発生が予想される場合には速やかに対応すること。
- (10) ねずみ、ゴキブリ、コウモリ及びその他の害虫等に関するセンターからの質疑に対し、迅速かつ的確に回答すること。

- (11) 害虫等が原因と思われる事故等に対し、誠意ある対応を行うこと。
- (12) 業務に必要な使用薬剤、資材及び器具等は受注者の負担とすること。

6 実施回数と実施期間

(1) 総合防除：2回／年 実施

〔1回目〕 平成30年8月1日～平成30年8月21日（上半期）

〔2回目〕 平成31年2月1日～平成31年3月29日（下半期）

※具体的な日程は、その都度協議し決定する。

(2) 点検・管理：1回／月 実施

毎月1回訪問し、調査用トラップ等を効果的に配置する。また、配置した調査用トラップや殺そ剤の点検を行い、生息が確認された場合はその都度対応し、常にねずみやゴキブリ等害虫がいないようにする。

※総合防除実施月においては、総合防除・点検・管理を併せて行うこととする。

7 施行方法

(1) 総合防除

①施行作業内容

年2回、建物内及び建物周辺に発生する害虫の駆除・予防のために、薬剤処理する。

②使用薬剤（薬剤については、同等品も可とする。）

ア サフロチン乳剤（プロペタンホス）

イ 虫コロパー（フェニトロチオン・BPMC・シフェノトリン）

(2) 点検・管理（ねずみ防除施行）

①施行工程及び作業内容

生息・環境調査で、ねずみの生息が確認された場合にはイ、ウ、エの工程にそって行う。

ア 生息・環境調査（捕獲器具の配置を含む）

(ア) ねずみの出没場所

(イ) ねずみの侵入口、侵入箇所

(ウ) ねずみの通路

(エ) ねずみの巣、生息箇所

(オ) 被害物と被害程度

(カ) ねずみの食料源とその内容

(キ) 建物周辺の状況

(ク) 残菜の処理その他

イ 殺そ工程

(ア) 喫食状況の調査

(イ) 殺そ剤の配置

(ウ) 死その回収

(エ) 殺そ完了の確認

ウ 防そ工程

(ア) 環境点検整備

(イ) 防そ資材による進入経路の遮断

エ 保全工程

(ア) 状況調査（糞、足跡の有無）

(イ) 再殺そ作業

(ウ) 再防そ作業

②使用薬剤及び資材（薬剤については、同等品以上も可とする。ただし、薬事法の認可をとった薬剤に限る。）

ア 殺そ剤

- (ア) レッドラン (ワルファリン0.1%)
- (イ) エンドックス (エンドロサイド0.75%)
- (ウ) チューモアブロック (ワルファリン0.1%) (建物外部で使用)

イ 捕獲器具

粘着捕そシート

ウ 防そ資材

- (ア) 防そブラシ
- (イ) 防そパテ
- (ウ) 金網・トタン等

(3) 点検・管理 (ゴキブリ防除施行)

① 施行工程及び作業内容

生息・環境調査で、ゴキブリ等の生息が確認された場合にはイ・ウ・エの工程にそって行う。

ア 生息・環境調査 (トラップの配置を含む)

- (ア) ゴキブリ等の種類の同定
- (イ) 生息群居場所の発見
- (ウ) 総合環境調査

イ 駆除予防作業

(ア) 事前処理

薬剤による汚染防止のため、食品材料など薬を付着させてはいけない物については、前もって他の場所に移動させるか覆いをする。

(イ) 薬剤処理

施行場所に適した工法で処理を行うこと。

- A 残留噴霧法
- B 残留塗布法
- C 注入法
- D ULV法
- E ベイト法

(ウ) 事後確認

器物破損の有無、その他薬剤汚染の有無を確認し、調理業務等運営に支障をきたす場合は、受注者の負担により現状復帰させること。

ウ 効果判定

エ 点検保全作業

② 使用薬剤 (薬剤については、同等品以上も可とする。ただし、薬事法認可をとった薬剤に限る。)

- ア サフロチン乳剤 (プロペタンホス3%)
- イ 金鳥ULV乳剤E (ペルメトリン5%)
- ウ ピレスロイド系エアゾール
- エ 食毒剤 (ホウ酸製剤・ヒドラメチルノン製剤)

8 結果報告

毎月の実施結果報告書を2部作成し、実施月の翌月15日までに発注者に提出すること。

ただし、3月実施分については3月29日に提出すること。

なお、結果報告書へは、下記の項目を最低限記載すること。

ただし、緊急対応が必要と判断した場合は、ただちに発注者に連絡し、その後の対応を協議すること。

(1) 記載内容

- ①実施日時
- ②実施者名
- ③実施内容
 - ア 作業場所
 - イ 調査・防除対象
 - ウ 調査・防除業務の方法
 - エ 使用薬剤名、使用量（濃度含む）
 - オ 調査・作業実施結果
- ④その他特記事項

9 発注者による業務の履行確認にあたっての留意点

(1) 本業務の履行確認のため、次のとおり確認作業（職員による立会い等）を行う。

①総合防除については、全2回のうち1回（いずれかの施設）

②点検・管理については、全12回のうち施設ごとに各1回

(2) 受注者は、点検への立会いのための日程調整等に協力すること。

(3) 上記以外にも立会いを求めることがあるので応じること。

(4) 完了検査は、上記の履行確認及び報告書類等に基づく総合的な履行内容の検査とする。

10 委託料の請求

(1) 本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

履行区分	支払金額	計算方法	支払種別
【点検・管理】（毎月） 各月（4月～2月）履行分		点検管理（1回）分に相当する金額として発注者が定めた額。	部分払
【総合防除】（上半期）		総合防除（1回分）に相当する金額として発注者が定めた額。（総合防除を実施したときは左記金額を加算して部分払代金とする。）	部分払
【点検・管理】（3月） 【総合・防除】（下半期）		契約金額から上記部分払代金の合計額を差し引いた残額	完了払

(2) 部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないとしない。

11 その他

- (1) 調理場に入る者は腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ・腸チフス・パラチフス・腸管出血性大腸菌（O-26, O-111, O-128, O-157））を毎月定期的を実施し、業務実施前に検査結果の写しを提出すること。
- (2) 調理場に入場の際は、センター職員の指示に従って白衣、帽子、マスク及び専用の靴を着用することとし、その場合の調理衣等の費用は、受注者の負担とする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し、決定する。